8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒520―8512　大津市京町三丁目１番１号　大津びわ湖合同庁舎
大津地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　077―527―5132（被害回復給付金担当直通）
077―527―5120（大津地方検察庁代表）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大津地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大津地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月１日

東北地方整備局長　縄田　　正

１　処分をした年月日　平成26年８月21日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北交通機械株式会社　矢口　弘志　宮城県仙台市青葉区一番町二丁目２番13号　国土交通大臣許可（般・特―23）第3195号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月１日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　工藤電機工業株式会社　工藤　賢作　千葉県柏市新柏１―16―12　国土交通大臣許可（般・特―23）第21845号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月１日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フェステック　小澤　靖彦　東京都日野市富士町１　国土交通大臣許可（般―25）第20573号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月１日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＡＢＢ株式会社　アントン・ザイトゥーン　東京都渋谷区桜丘町26―１　国土交通大臣許可（特―22）第18713号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年８月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月１日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　斎田産業株式会社　齊田　啓子　東京都千代田区神田小川町２―６　国土交通大臣許可（般―23）第177号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年８月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月１日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社テクノロジーネットワークス　西尾　　武　東京都千代田区丸の内１―８―１　国土交通大臣許可（特―25）第17780号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月１日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社関東実技　藤岡　　実　東京都八王子市南町５―８　国土交通大臣許可（特―22）第22784号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。